

広島県広報支援業務（動画・WEB） 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本県の重点的な取組等を、オウンドメディア「徹底解剖！ひろしまラボ」や県公式SNSで紹介し、県民の方に取組への理解を深めてもらい、県広報に対する評価の向上を促すことを目的として、専門的な知識や豊富な実践経験を有する民間事業者へ委託して実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

19,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格

ア 申請書提出期限確認申請書

令和8年4月10日（金）午後5時00分必着

イ 添付書類

公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ・機密データの保存等に関する申出書

ウ 費用の負担

申請書及び上記イに定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 申請書等の提出

持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民

間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

オ 虚偽の記載

申請書等に虚偽の記載をした者については、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出方法

電子メールにより申し出ること。(様式任意)

送信先アドレス：soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「広島県広報支援業務（動画・WEB）説明会参加申込み」とすること。

イ 参加申出期限

令和8年4月3日（金） 午後1時00分

ウ 説明会開催日

令和8年4月6日（月） 午後2時30分

エ 説明会開催場所

オンライン（参加希望者へは、詳細を別途通知する。）

(3) 仕様書等に対する質問書

ア 提出期限

令和8年4月16日（木） 午後5時00分必着

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先アドレス：soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「広島県広報支援業務（動画・WEB）についての質問」とすること。

ウ 質問に対する回答

令和8年4月17日（金）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。

(4) 提案書

ア 提出期限

令和8年4月21日（火） 午後5時00分必着

イ 提出方法

持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

ウ 提出場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局広報課（広島県庁本庁舎2階）

電話（082）513-2378（ダイヤルイン）

メールアドレス：soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp

エ 提出された提案書の取扱い

(ア) 提出された提案書は、返却しない。

(イ) 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に無断で使用しないものとする。

オ 虚偽の記載

提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

カ 費用の負担

提案書の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

(5) 提案書に関する審査

公募型プロポーザル選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。なお、4者を超える提案があった場合は、1次審査（書類審査）を実施し、上位3者による2次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。3者を超えない場合は、1次審査を省略する。

1次審査予定日 : 令和8年4月22日（水）

1次審査結果通知日 : 令和8年4月24日（金）

2次審査予定日 : 令和8年5月7日（木）9:30～12:00

2次審査結果通知日 : 令和8年5月7日（木）

※ 全委員の合計点が最低基準点 300 点（満点（500 点）の 6 割）に満たない提案は選定しない。

(6) 最優秀者として選定されなかった者に対する通知等

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県総務局広報課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、1次審査に関しては令和8年4月28日（火）までに、2次審査に関しては令和8年5月12日（火）までにその旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、説明を求める旨を記載した書類の提出を受けた日から起算して3日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）以内に行う。

(7) 支払条件

業務完了後の一括払とする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 契約書（案）
- 仕様書
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 機密データの保存等に関する申出書
- 評価基準
- 公募型プロポーザル提案書作成要領

【問い合わせ先】

広島県総務局広報課

（担当 篠崎・中山）

電話 082-513-2378（ダイヤルイン）